

ご存知ですか？ 介護保険とケアマネジャー



1. 介護保険ってなあ～に？

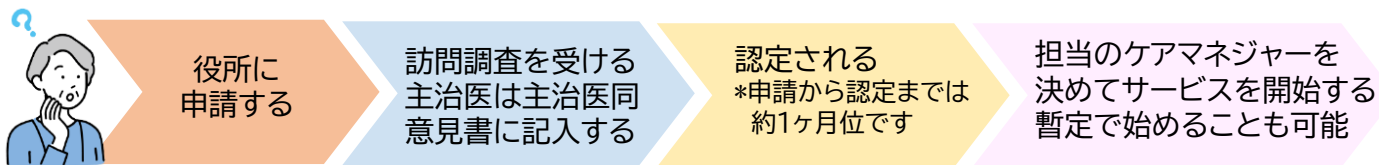
□ どんな人が利用できるの？

- 65歳以上の方(第1号被保険者)
- 40～65歳未満の医療保険に加入している方、以下の16疾患※の対象者(第2号被保険者)

特定疾患(16疾患)

- 筋萎縮性側索硬化症
- 後縦靭帯骨化症
- 骨折を伴う骨粗鬆症
- 多系統萎縮症
- 初老期における認知症
- 脊髄小脳変性症
- 脊柱管狭窄症
- 早老症
- 糖尿病性神経障害・腎症・網膜症
- 脳血管障害
- 進行性核上性麻痺、大脳基底核変性症およびパーキンソン病
- 閉塞性動脈硬化症
- 関節リウマチ
- 慢性閉塞性肺疾患
- 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症
- 末期がん

□ どうやって利用するの？



□ 認定の目安は？

要介護度	心身の状態	利用限度額
要介護5	寝たきりの状態で寝返りもできず、食事、排泄、着替えのすべてにおいて全面的な手助けが必要な状態。	36,217単位
要介護4	重度の認知症の症状があり、食事、排泄、着替えのいずれも全面的な手助けが必要な状態。	30,938単位
要介護3	食事、排泄、着替えのいずれも一部手助けが必要な状態。	27,048単位
要介護2	食事、着替えはなんとか自分でできるが、排泄は一部手助けが必要な状態。	19,705単位
要介護1	食事、排泄、着替えはなんとか自分でできるが、何らかの支援または部分的な介助が必要な状態。	16,765単位
要支援2	要支援1の状態から手段的日常生活動作を行う能力が低下し、何らかの支援が必要な状態。	10,531単位
要支援1	日常生活上の基本動作については、ほぼ自分でできるが、予防のために支援を要する状態。	5,032単位

□ どんなサービスがあるの？



訪問系サービス

- * 訪問介護(ヘルパー)
- * 訪問看護
- * 訪問入浴介護
- * 訪問リハビリテーション

通所系サービス

- * 通所介護(デイサービス)
- * 通所リハビリテーション(デイケア)
- * 住宅改修

その他のサービス

- * ショートステイ
- * 福祉用具貸与
- * 福祉用具購入
- * 居宅療養管理指導

ご存知ですか？ 介護保険とケアマネジャー



2. ケアマネジャーって何をする人？

ケアマネジャー(介護支援専門員)とは、介護を必要とする方や家族からの相談に応じ、必要なサービスを調整し介護計画(ケアプラン)を立て、自立した生活が送れるように支援する仕事です。



[筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所](#) (略称:つくば居宅)

所在地 筑波メディカルセンター病院 メディカルスクエア2階

連絡先 029-855-6505

職員数 7名 (看護部5名 介護医療支援部2名:常勤・非常勤あり)



[筑波メディカルセンター 居宅介護支援事業所いしげ](#) (略称:いしげ居宅)

所在地 常総市新石下3768

連絡先 0297-21-3972

職員数 3名 (看護部2名 介護医療支援部1名:常勤・非常勤あり)



- 営業時間 8:30~17:30 土日祝日、年末年始休み
- 時間外は転送、携帯当番1名が対応 (つくば・いしげ共同)
- 職員は各自、業務用携帯電話を使用 (営業時間内対応)
- **実施地域** つくば市・土浦市・常総市・下妻市

3. いろんな方をサポートしています！




- 入院前よりADLが低下している方
- 身体に何らかの障害を残した方
- 退院後もリハビリをしたい方
- 入退院を繰り返していたり、病気の管理をしっかり行う必要がある方
- 1人暮らしの方
- がん末期、自宅で最期まで過ごしたい方・・・など

いろんなご相談をお受けし、安心して自宅での生活が送れるように支援を行います。
一人ではできない仕事です。皆さまからの情報を頼りに利用者及びご家族を支えています。
関係者と連携し情報共有をすることで「在宅ケアチーム」を構築しています。

ご存知ですか？ 介護保険とケアマネジャー



 **補足資料** 1ページ、2ページの補足説明です

1. ケアプランの作成

- 要介護認定の方 → ケアマネジャー（居宅介護支援事業所）
 - 要支援認定の方 → 地域包括支援センター（委託を受けた居宅介護支援事業所）
- ★元々、医療保険で利用していた方が介護保険を申請した場合、申請した日からケアプランが必要です。
そのためケアマネジャーの選定が必須です。また、利用開始時には市役所に居宅介護支援事業所の登録が必要です。

2. 訪問介護(ヘルパー)の業務と制限

- 訪問介護には、生活援助、身体介護、通院等の乗降介助があります。
- 同居家族がいる場合には、原則として生活援助(家事全般の援助)は受けられません。

3. ショートステイの制限

- 利用期間は要介護認定期間の概ね半数まで利用できます。
- ★医療的処置のある方(経管栄養、在宅酸素、インスリン注射、吸引、ストマ、バルーン留置など)のショートステイは施設側で受け入れが困難な場合があります。

4. 訪問看護は医療保険で対応する疾患

- がん末期、ALS、パーキンソン病関連疾患(パーキンソン病はヤール3以上など) 脊髄損傷、多系統萎縮症、人工呼吸器を使用している状態(バイパップ含む) など

5. 福祉用具貸与

- 車椅子(付属品)・特殊寝台(付属品)・床ずれ防止用具・体位変換器
工事を伴わない手すりやスロープ・歩行器・歩行補助杖・認知症老人徘徊探知機器
移動用リフト(つり具を除く)・自動排泄処理装置本体
- ★要支援1・2、要介護1の方は車椅子(付属品)、特殊寝台(付属品)、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊探知機器、移動用リフトは原則として貸与できません。
- ★要支援1・2、要介護1～3の方は、自動排泄処理装置は原則として貸与できません。

6. 福祉用具購入

- 毎年10万円を限度に1～3割で購入できますが、指定事業所での購入が必要です。
購入物品は限定されています。
- ▷ 腰掛便座(ポータブルトイレ) ▷ 自動排泄処理装置の交換可能部品 ▷ 簡易浴槽
 - ▷ 入浴補助用具(シャワーチェア等) ▷ 移動用リフトのつり具 ▷ 排泄予測支援機器

7. 住宅改修

- 原則1回、20万円を限度に1～3割で改修できますが、事前申請が必要です。
改修内容は限定されています。
- ▷ 手すりの取り付け ▷ 床段差の解消 ▷ 床または通路面の床材の変更
 - ▷ 引き戸等への扉の取替えと引き戸等の新設 ▷ 洋式便座等への便器の取り換え